

# 論文

## 現代企業支配論序説

三 戸 公

一 開題

付論 平田清明・個体的所有論とその周辺、および吉田民人・所有理論

二 機関所有の集中

A 日本の状況

B アメリカの状況……以上本号

三 機関所有と支配

四 結語

## 一 開 題

大企業の支配者は、誰であるか。彼は、何に拠って支配を行使しているのか。彼は、いかなる動機いかなる意図のもとに支配を行使しているのか。そして、その支配はいかなる制約のもとに行使せられ、その支配はいかなる正当性をどれほどもっているであろうか。

この問題は、現代社会・現代経済・現代経営・現代政治を把握するための基本的な問題である。

だから、この問題はさまざまの形で論じられてきた。だが、この問題の大きさ、重要さを考えたとき、むしろ、少ないとさえ言えよう。その少なさは、支配者によって支配せられる側の従業員ないし労働者に関する調査研究のその尠大な質量と比べたとき、ただちにうなずけることであろう。<sup>(1)</sup>

何故に、企業支配者に関する調査研究が少ないかについて、その理由はいくつかあろう。<sup>(2)</sup> その中で、研究者自体についてふり返ってみたとき次のことが指摘できるように思われる。現代は資本主義社会であり、資本主義社会とは資本の所有者たる資本家が企業支配権を掌握する社会であり、したがって、現代企業の支配者は資本家であり、彼の代理人である、という固定的な観点が、問題を自明のこととして、豊かな把握の簇生を阻んでいるとはいえないか。生産手段の所有を最も問題にするマルクス理論が解釈学傾向に流れてゆきつつある。<sup>(3)</sup>

ともあれ、所有の内容は支配であり、会社の所有者こそ支配者にほかならぬという認識にたいして、所有と支配の分離・経営者支配を圧倒的なたちで提起したのが、バーリ・ミーンズの『近代株式会社と私有財産』である。彼等は、会社が大規模化するに従って株式は分散し、分散の度が進むに従って、大株主の完全所有支配から過半数所有支

配、少数所有支配へと支配形態は推移し、さらに分散が一層すすみ大株主の議決権によって 株主総会を支配することが出来なくなり、所有者支配から経営者支配へ転化するといふ仮説をたてた。そして、それをアメリカの産業最大二〇〇社において実証した。

このバーリ・ミーンズの経営者支配論は、アメリカはもちろんわが国においても多くの追隨者を生んだ。そして、この理論にたいして、当然のこととして、資本主義「所有者支配」といふ観点からする批判が現われた。この批判の仕方はいかならずもわたくしを満足せしめるものではなかったので、このバーリ・ミーンズ論にたいして、株式の分散停止論をもってする批判論文を発表した。大株主は会社を支配することによって諸種の支配利得をあげることが出来る。なのに、株式の分散が進行し、これ以上分散したら支配の坐からすべり落ちねばならぬとすれば、彼は株式の分散を停止せしめるであろう。株式の分散を停止せしめる資本調達的手段があれば、支配者は当然そのような手段をとるに違いない。そしてまた、現実は大企業をみると、会社の大規模化に伴ない確かに株式は分散するが、ある程度分散すると今度は逆に集中化の傾向がみられる。だから、所有者支配は依然として続いており、バーリ・ミーンズの経営者支配論は否定せらるべきものである、と論じたのであった。<sup>(4)</sup>

私は、のちになって、株式の分散の停止論は誤っていることを知った。それは、正木久司・晴山英夫両教授といっしょに、日本における最大二〇〇社(金融会社を除く)の所有者と支配に関する実証的研究をこころみたことによる。調査は、昭和十一年、昭和三十一年、昭和四十一年の三時点をとり、バーリ・ミーンズによって開発せられた持株比率別支配形態の推移を調べるとともに、TNEC (Temporary National Economic Committee) によつてなされた調査によつて開発された所有者と支配主体別支配形態の推移を併せみたものであった。<sup>(5)</sup>

この調査の結果を、われわれは次のように分析した。

### 1 個人所有の分散と機関所有の集中

支配的大株主の見あたらぬ会社（大株主の株主比率一〇パーセント以下）すなわち経営者支配の会社は、昭和十一年の四一パーセントから昭和三十一年の六六パーセントと増加し株式の分散を示している。だが、昭和三十一年から昭和四十一年にかけて、経営者支配会社は六六パーセントは六〇パーセントと減少し、逆にその減少分だけ少数支配会社が増加しており、株式の集中を示している。これだけ見ると、さきの私の株式の分散の停止論はあらためて実証されたかみえる。

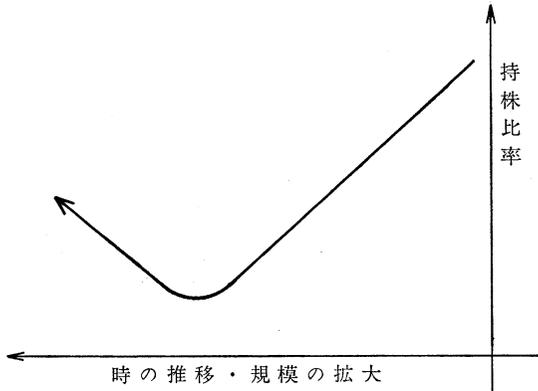
だが、支配主体別支配形態をみたとき、さきの増加した少数所有支配会社はいずれも複数会社支配会社であることがわかったことにより、単純に株式の分散停止論をのべることが出来なくなった。

株式の所有者別分布状況を調べたとき、過半数を占めていた個人所有は四〇パーセントさらには三〇パーセントと減少してゆき、かつ各会社の十大株主のなかに、個人名は殆んど見出すことが出来ないまでになってたのである。逆に、政府・地方公共団体・銀行・保険・会社その他法人による所有が増大し、十大株主はほとんどそれらによって占められる状況になったのである。これら、個人ならざる所有者たる政府・地方公共団体、銀行・保険等の金融機関、産業会社等の法人を機関 *institution* と一括呼称すれば、個人所有の分散、機関所有の集中という現象が起っているのである。図示すれば、B図のようになる。

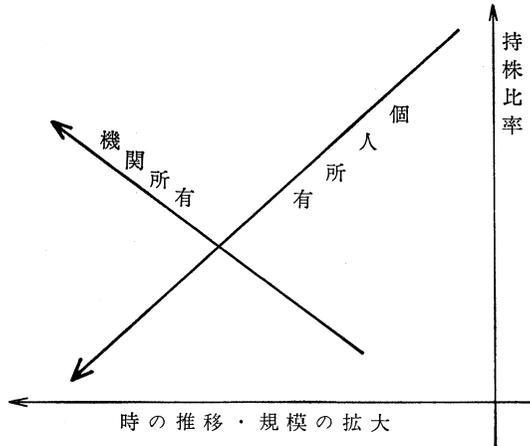
### 2 機関所有・経営者支配の三類型

所有が機関所有をもって支配的な状況にある会社においては、個人所有にもとづく支配は存立しないことは当然で

A図 株式分散の停止



B図 個人所有の分散，機関所有の集中



ある。そこでは、支配的意思決定をおこなっているのは、資本の所有「大株主個人ではなく、経営者である。機関所有という所有形態における支配形態が経営者支配に他ならぬ。かくして、バリー「ミーンズのうち出した支配類型としての完全所有支配・多数支配・少数支配・経営者支配は、個人所有支配から経営者支配への推移を示すもの」としての意味をもつものであり、すでに機関所有が支配的な段階にいたった今日では、この支配類型の意味は既に乏しくなつたといつてよい。また、TNECが支配主体別にとらえてうち出した家族支配・会社支配・支配的所有主体なし」経

営者支配の三類型も、所詮は経営者支配の三類型と把握されねばならぬことになる。とはいえ、バリー・ミーンズの四類型にしろ、T N E Cの三類型にしろ、それは支配的所有主体は誰であり、大株主における所有の分散と集中の度合を示すものとしては、現在なお意味を失なっていない。

### 3 他人資本と支配

他人資本のうち銀行借入金は大きなウェイトを占める。だが、支配的大株主は自己資本の総額を支配するののために、銀行は自行の貸付金のみについて権利を保有しておるのであって、他行の貸付金については何等発言力をもつものではない。たしかに銀行借入金総額は巨額にのぼるが、数十行、百数十行によって貸付けられ、筆頭銀行にして自己資本を凌駕するものは、例外を除いてない。だが、銀行は潜在的支配力をもつというし、そのような銀行は同時に大株主でもある。銀行は、経営者支配の補完をなすといえよう。銀行もまた機関の一種たることを想起すれば、当然のことともいえよう。

さて、以上の調査分析によって、明らかにした問題は、結局のところ、二点に要約できる。すなわち、一つは個人所有の分散・機関所有の集中であり、いま一つは機関所有のもとにおいて成立する経営者支配である。この二つの問題について、既に若干論述はしている。だが、現代大企業の所有と支配の問題に関するかぎり、この問題が決定的なものと思われる。ここにあらためて考察を加えることとした。

(1) わたくしはかつて、会社支配論ないし経営者支配論をさまざまのかたちで展開し来っているアメリカ制度学派の諸論者の所説に批判的論述をほどこした『アメリカ経営思想批判——現代大企業論研究——』（未来社、一九六六年）を出した。その

二九頁から三三頁にかけて、その時までの主要な文献を整理して記した。

なお、正木久司「アメリカ株式会社に関する文献紹介」『同志社商学第三一巻五六号』は、同教授のアメリカ留学の成果の一端として発表せられたもので、よく整理せられ有益である。

(2) 間宏『日本の使用者団体と労使関係——社会史的研究——』（日本労働協会・一九八一年）もまた、労働組合の調査研究の多さについて、使用者団体の調査研究がきわめて少ないことを慨嘆している。レベルこそちがえ、同じ問題である。

(3) マルクスの所有理論の日本における最近の成果は、むしろ解釈学的傾向を示し、現実動向の理解に資するところ少ないように思われる。すこし長くなるので、「付論」の形でとりあげることにする。

(4) 拙稿「会社支配と株式の分散」(『立教大学経済学研究』第十六巻第三号、昭和三九年二月)。のちに、拙著『アメリカ経営思想批判——現代大企業論——』（未来社、一九六六年）の第二章「バーリ・ミーンズ八会社革命論」批判として収録。

(5) 三戸公・正木久司・晴山英夫『大企業における所有と支配』（未来社、一九七三年）なお、この書物にもられた調査研究は、アメリカおよび日本におけるこれまでの主要な調査研究を検討し、とるべきをとり、捨てるべきは捨て、自分たちの研究の意義をたしかめた章を置いた上で調査結果とその分析を叙述している。

なお、この書物以降に出された主要な研究については、本論の中で何等かの形でふれたい。

### 付論、平田清明・個体的所有論とその周辺および吉田民人理論

「資本制的蓄積の歴史的傾向」をめぐって、現代社会における所有と支配の問題を問うことは、資本主義社会とは何か、社会主義社会とは何か、を根本的に問い直す作業でもある。資本主義も驚くほど変貌を遂げたが、それ以上にバラ色につつまれた社会主義のイメージは、現実の社会主義国の具体的情況により、大きな衝撃を受けた。それを真摯に受けとめられた平田清明教授は、新たな所有理論を提起せられた。いわゆる個体的所有論ないし「個体論的所有再建論」がそれである。

平田教授は、『資本論第一巻、第二章第七篇資本制約蓄積の歴史的傾向』のなかの有名な章句をとりあげ、そこを挺子として、唯物史観および社会主義とは何かについて、これまでの通説を覆そうとされる。

あの「資本制的私有財産の葬送の鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」これにつづく箇所をフランス語版より次のように訳される。「否定の否定は、勤労者の私的所有ではなくて、資本家時代の獲得物たる、協業と土地とをふくむ全生産手段の共同占有ともとづく、勤労者の個体的所有を再建する。」

平田教授はいわれる。「ここに解明された否定の否定の内容をいままでおおいかくしてきた者は、誰であろうか。

これまでのすべての $\wedge$ 資本論の研究者 $\vee$ である。これまでのすべてのマルクス主義者である。そのうちでとくに、『カール・マルクス』の著者レーニンの名を、ここに挙げねばならない。」(一〇六頁)

この文章は、『市民社会と社会主義』(岩波書店・一九六九年)よりの引用であるが、この書物及び「付論、個体的所有の再建をめぐる『資本論』各国語版の検討」をもふくむ『経済学と歴史認識』(岩波書店・一九七一年)を通読し、なかなか難しい。むしろ、ざっくり語られた「社会主義における人間の再生」(『潮』昭和四四年春季号)がわかり易い。この文は、「資本論の理論的妥当性は、西ヨーロッパに限定されていること、さらに史的唯物論そのものが非西欧諸国においては直接的にあてはまらない」とのマルクスのベラ・ザスーリッチ宛の手紙の紹介からはじまる。個体的所有の再建とは、次の説明と受けとってよからう。「つまり排他的な人間として自己を獲得することが、本当の自己獲得でしょうか。そうではないはずです。なるほど共同体の破壊を通じて人が個人として、あるいは自我として己れを獲得することは、人類史の進歩であります。しかし排他的な関係により自己獲得が行われるということは、反面では共同性という人間性を、愛において示される人間性を、喪失することであります。広く生産と生活の領域に

において、人間的愛を実現することこそ人間の本质であるはずでございませう。人類の願いであるはずであります。ブルジョア的な私的・個体的な自己獲得に對置して、共同的・個体的な自己獲得を提起したところこそ、マルクスの特徴であります。」

初期マルクスの人間愛を直接的に吐露した言葉のいくつかを想起すれば、平田教授の個体的所有の再建論は、おそらく、エンゲルスによっていわゆる俗流化の道を歩み始めたマルキシズムより、マルクスその人の思想に近いように思われる。

平田教授によって刺激され『フランス語版資本論の研究』（大月書店・一九七五年）にとり組んだ林直道教授もまた、『史的唯物論と所有理論』（大月書店、一九七四年）によって、例の問題の個所をとりあげておられる。林教授は、平田教授によってすでに批判済みの「生産手段は社会的所有・消費対象は個人的所有」というエンゲルス・レーニンの理解に立っておられる。この考えを田口富久治教授の批判の反批判という形でより詳しく述べられている。第六章「資本制蓄積の歴史的傾向」がそれである。

さきにも言ったように、わたくしは、平田教授の解釈の方がマルクスに近いと思う。だが、エンゲルス・レーニンの見解がかなりの深みにおいて批判をうけて、なお林教授が自説を固守されるのは何故であるか。それには、それなりの根拠がある。平田教授の所有論は哲学的解釈にまで昇華・抽象化してしまい、そのレベルでとつとまり具体的な財の所有形態、現実的な財の所有権の問題が捨象されて仕舞ったままであるからである。その問題にこたえないかぎり、平田教授がマルクスとともに願望せられる愛の世界は、現実のものとはなりえない。マルクスの世界は科学と予言ないし宗教のないまごった世界なのである。そして、エンゲルス、レーニン、林教授の解釈する世界の現実がいかに

なるものであるかは、社会主義といわれる諸国の現実がそれを示している。

資本主義社会の成立と止揚とをめぐる否定の否定の解釈論議をいかに重ねても、現代社会の株式会社形態をとる大企業の現実的動向の理解にほとんど資するものは得られない。芝原拓自『所有と生産様式の歴史理論』（青木書店、一九七二年）もまた、過去の歴史の一つの解釈ではあっても現代資本主義諸国の大企業の所有の情況とその趣くところの将来の具体的理解に殆んど資するものがない。さらに重ねれば、望月清司著『マルクス歴史理論の研究』（岩波書店、一九七三年）もまた、所有・生産関係・唯物史観を語りながらも、現代における支配的・圧倒的な生産手段たる大企業の所有をめぐる問題・その帰趨の現実的理解に、ほとんど資するところがない。マルクス理論は、いつからなぜ解釈学に転化したのであるか。

なお、ウラジーミル・ペトロヴィッチ・シュクレドフ著・岡稔・西村可明訳『社会主義的所有の基本問題——経済と法——』（御茶の水書房、一九七三年）は、ソ連社会主義の現実に立脚した所有と管理の理論であり、ソ連における所有と管理の現実をうかがわせる。

わたくしの知るかぎり、最も注目すべきものは、吉田民人『資本主義・社会主義パラダイムの終焉——所有論の再建を求めて——』（『季刊。創造の世界』一九七八。二八号）である。野心的な表題に適しい力作であり、資本主義・社会主義パラダイムに関する根源的な問いかけ、検討をおこなっている。吉田教授はマルクス主義の基本的・諸範疇マルクス主義諸文献をとりあげながらも、マルクス主義の呪縛から完全に解き放たれた地点に立って問題に迫っている。目に触れること少ないので紹介しておきたい。

教授は、私的所有、商品、労働力商品化、利潤、搾取、階級というマルクス主義の基本的諸範疇をそれぞれ概念分

析し検討し、それぞれの言葉におよそいかなる内容・規定がもりこまれているかを腑分けする。その上で所有理論を独自に構想している。

まず第一に所有の歴史理論と所有の理論概念の区別をする。所有の歴史概念は、それぞれの社会の社会的な通念と法律的概念の二者にわかれる。そして、その時代時代の特殊な歴史的な所有概念を統合しうる一般の理論をつくった上で、所有の歴史的現実の分析が可能であるとする。そして、「所有とは、ある個人的または集団的な主体が、他の主体から制約されず、つまり自律的にある関係行為をなしうる関係」と規定している。

次に、マルクスの所有概念を三層において識別する。第一に哲学的視点であり、人間がその物質的・精神的な関係行為をとおして、自然を世界を対象を能動的あるいは自己豊饒化的に包摂する営み。この哲学的範疇を基底として、第二、第三の具体的層位が展開する。すなわち、感性視点の *Aneignung* であり、見る、聞く、嗅ぐ、味わう、思惟する、意欲する、活動する、愛する等々、対象に対する関係行為において、人間的感性を豊かに解放されること。そして、第三に、理性視点ないし意思決定視点からする *Aneignung* (わかものとする、領有・取得・獲所・内化)、すなわち社会構造的範疇としての所有として、関係行為における自己決定性ないし自律性の層位がある。平田・個体的所有概念は、第三レベルの社会的構造論範疇と結びつき難い。それは、第一レベルの概念に傾斜していたからだ、といっておられる。わたくしのさきの批判と同じである。また、マルクス主義学者は一般に、歴史概念のみでこと足れりとし、理論概念を不要とする傾向が強いと指摘される。

では、社会構造視点の所有はいかなる把握によってなされるか。それには、さきの定義に立ち、所有の主体、客体、内容の三つの基礎範疇が必要である。所有の主体は経験的に、個人・家族・企業・自治体・国家・国際的ブロック・

人類等々。理論的には、部分主体・全体主体の二分法、個人・アソレエーション・コミュニティの三分法、個人・部分社会・全体社会の三分法等々が研究目的に応じて適宜選択されよう。マルクス主義の私的所有・社会的所有という二分法も、その一つにすぎない。

所有の客体は、生産手段・交通手段・消費手段として機能する物的・情報的・人的・関係的な四タイプの財ないし資源とカテゴライズされる。関係的資源とは地位・貨幣・権力・威信等である。

所有内容とは、所有客体に対する一定の自律的な関係行為の可能性の内容をいう。すなわち、意思決定の領域、水準、局面の視角があるが、領域は使用・収益・処分とか、生産領域では投資・製品・技術等の選択・人事・営業等々。

所有を意思決定的視点から見ると、管理との区別をいかにつけるかの問題が生ずる。主体の客体への自律的關係行為が制度によって現実的に保障されているかぎりでの所有を権利関係としての所有と名づけ、その有無に拘らず現実存在する所有を事実関係としての所有と呼ぶなら、前者を所有、後者を管理という。所有と管理が乖離すればするほど、後者が重要となる。次に、所有内容のタイプにより、所有と管理をわけける見方がある。処分・収益が所有、使用が管理。第三に、関係行為の可能性の集合を所有とし、現実の關係行為そのものの集合を管理とする。筆者はこれをとる。

さて、以上の所有分析の基礎理論によって社会システムの所有権を分析する枠組みにすると、集権性と分権性の第一次的構造原理と、自律性与他律性の第二次的構造原理が考えられる。そして最後に、新しい所有構造を模索すれば、集権的な自律的構造、集権的他律的構造、分権的自律的構造、分権的他律的構造の四者が考えられるが、テクノクラ

ティックな集権的他律的構造、デモクラティックな分権的他律的構造の統合こそが求められている。

わたくしは、以上の吉田理論をおそらくは最も精緻な所有の一般理論だと思ふ。それは現代企業の支配者は誰であるかの分析に、鋭利な武器を提供している。

## 二 機関所有の集中

### A 日本の状況

現代における所有の最も特長的な現象は、個人所有の分散、機関所有の集中である。

#### 1 個人所有と機関所有の全体情況

個人所有の分散、機関所有の集中とは、いかなる現象をさすか。所有の分散という言葉でもって、言葉そのものから理解されるところは、株主数の増加あるいはその地域的分散拡大であろう。そのような現象をさす場合<sup>も</sup>もあろうが、会社支配に関しては大株主の持株比率の低下をさす場合が多い。すなわち、会社規模の拡大にともない、大株主の持株比率は絶対的には増加するが、それ以上に中小株主の株が絶対的にも相対的にも増大することにより、大株主の持株比率が低下する現象をさす。では、現在における個人所有の分散、機関所有の集中とは、具体的にはいかなる現象を指すか。

まず、表1を見られたい。

(1) 個人株主は、昭和二六年から昭和三六年の十年間は増加しているが、昭和三六年から昭和五十一年の十五年間

## 機関株主の状況

1社当たりの 機関株主数 B/O	個人保有 株式数 C	機関保有 株式数 D	個人保有 株式数の割合 C/C+D	Cの推移 (S. 26を 100とする)	Dの推移 (S. 26を 100とする)
人 208	千株 2,021,043	千株 1,526,335	% 56.97	100	100
227	8,088,425	8,082,722	50.02	400	530
176	23,805,338	26,891,368	46.96	1,178	1,762
159	38,619,112	48,576,366	44.29	1,911	3,183
185	47,702,037	79,886,107	37.39	2,360	5,234
243	60,451,850	122,622,335	33.02	2,991	8,034

Eの増加率 (対前年度比)	1機関当たりの 保有株式数 F=D/B	Fの推移 (S. 26を 100とする)	Fの増加率 (対前年度比)	E:F
% —	株 10,247	100	% —	1:26
246	45,163	441	441	1:47
168	119,496	1,166	265	1:75
138	196,331	1,920	164	1:89
125	270,886	2,644	138	1:98
113	293,423	2,864	108	1:94

は、ほとんど増加していない。

それにはたいして、機関株主数はその間一途に増加し続けている。

もっとも、個人株主の絶対数は大きく、終始九八パーセント前後をしめている。

(2) 個人所有株式数も機関所有株式数も、ともに増加していつている。だが、昭和二六年を基本として、昭和五一年の二五年間に、個人所有が三〇倍の増加したのにはたいして、機関所有は八〇倍も増加していつている。

なお、個人所有と機関所有は、昭和三二年で全体の半分づつをわけもっており、昭和五一年では、個人所有は三分の一を占めるにすぎない。

この推移を図示すれば、第二図のようになる。

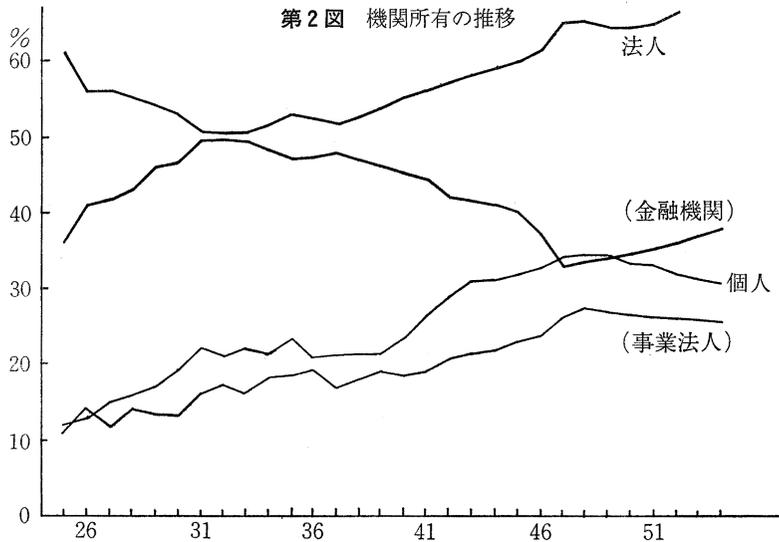
(3) 個人一人当たり平均所有数は漸増し、昭和二六年から、昭和五一年までに約八倍となっているのにはたいし、一機関当りの所有数は、その増加率ははるかに大

第1表 我国上場会社の個人株主及び

年 度 (昭和)	上場会社数	個人株主数	機関株主数	個人株主の割合	1社当たりの個人株主数
	O	A	B	$A/A+B$	$A/O$
26 年	714	5,214,703	148,948	97.22%	7,304人
31 年	789	8,471,803	178,968	97.93%	10,737
36 年	1,274	14,866,004	225,040	98.51%	11,669
41 年	1,561	17,469,673	247,421	98.60%	11,191
46 年	1,602	17,302,315	294,907	98.32%	10,800
51 年	1,719	19,346,883	417,903	97.89%	11,255

年 度 (昭和)	1社当たりの株式数	C+D/Oの推移	個人1人当たりの保有株式数	Eの推移
	$C+D/O$	(S. 26を100とする)	$E=C/A$	(S. 26を100とする)
26 年	4,968千株	100	388株	100
31 年	20,496	413	955	246
36 年	39,793	801	1,601	413
41 年	55,859	1,124	2,211	570
46 年	79,643	1,603	2,757	711
51 年	106,500	2,144	3,125	805

(全国証券取引協議会「株式分布状況調査」S. 53より作製)



(資料：第一表と同じ)

大きく、その間約三〇倍にも大きくなっている。

しかも、機関所有の絶対額は始めから個人所有のそれより大きいから、個人一人当り所有株式数と一機関当り所有株式数の比率は、一對二六から一對九四と、ますます機関所有の割合を大きくしている。

以上が、個人所有と機関所有の全体的情況の推移であるが、大株主の情況推移もまた、見なければならぬ。これは、どのようにみればよいであろうか。

## 2 支配的株主の状況推移

かつて、パリー・ミーンズは支配的な大株主の所有の分散すなわち持株比率の低下に伴って、支配形態の変化をほとんど一〇〇パーセント所有を完全所有支配、過半数所有を多数所有支配、五〇パーセント以下の所有にもとづく支配を少数所有支配、支配的所有者なしを経営者支配として分類した。だが、この所有にもとづく支配形態は、個人所有と機関所有にもとづく所有の意味内容について問題としてはいいないし、株式は一途に分散するという仮説に立つものであった。だから、ここでは、支配的所有者の所有の割合とその推移をみることにする。したがって、パリーは、持株比率二〇パーセント以下のものを経営者支配と範疇化した。ここでは、一〇パーセント以下のものを支配的所有者なしとして分類した。そして、パリーと同じく最大二百産業会社をとりその支配的所有者の持株比率別会社数の推移をみる。第三表がそれである。それを、図示したものが、第四図である。

昭和十一年から昭和三十一年の二〇年間に、支配的所有者なしは三四・〇パーセントから六六・〇パーセントと著増し、株式の分散化傾向を如実に示している。

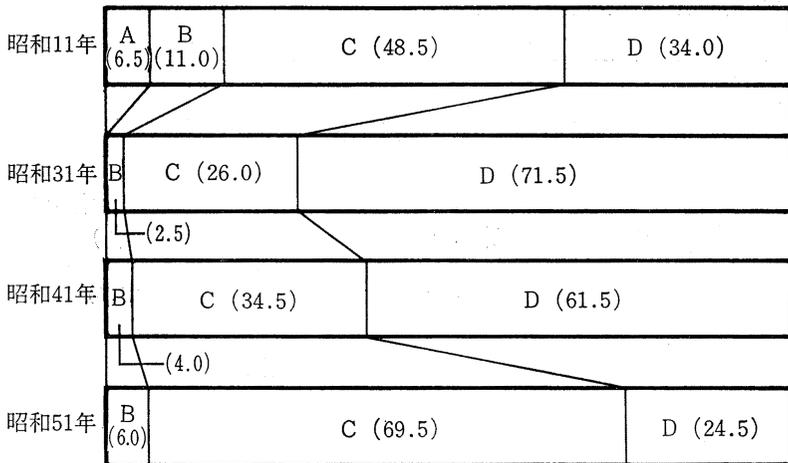
だが、昭和三十一年から昭和五十一年の二〇年にかけては、支配的所有者なしは六六・〇パーセントから、二四・五パ

第3表 支配的所有者の持株比率の推移 ( ) 内%

	昭和11年	昭和31年	昭和41年	昭和51年
完全所有 (100%)	12 ( 6.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)
過半数所有 (50%以上)	13 ( 6.5)	4 ( 2.0)	4 ( 2.0)	12 ( 6.0)
少数所有 (50%未満)	93 (46.5)	64 (32.0)	76 (38.0)	138 (69.0)
10%未満	82 (41.0)	132 (66.0)	120 (60.0)	50 (25.0)
合計	200(100.0)	200(100.0)	200(100.0)	200(100.0)

現代企業支配論序説

第4図 持株比率別所有状況の推移〔第3表〕を图示したもの (%)



A : 完全所有 (100.0%)      B : 過半数所有 (50.0~)  
 C : 少数所有 (10.0~49.9%)      D : 支配的所有主体ナシ(10%未満)

ーセントと激減し、その分だけ少数所有が増大し、多数所有を微増せしめている。株式の集中化傾向に転じたのである。

さて、次に、支配的所有者をTNEC調査の分類に従って、同族・同族プラス会社・単一会社・複数会社・支配的所有主体なしに分類し、同じく最大二百の産業会社の支配所有主体別の会社数の推移をみてみよう。同族プラス会社も大きくは同族的所有範囲に入る。そして、同族所有が個人所有、単一会社所有と複数会社所有が機関所有範囲であることはいうまでもあるまい。第五表および第六図がそれ

第5表 支配的所有者の主体別構成の推移

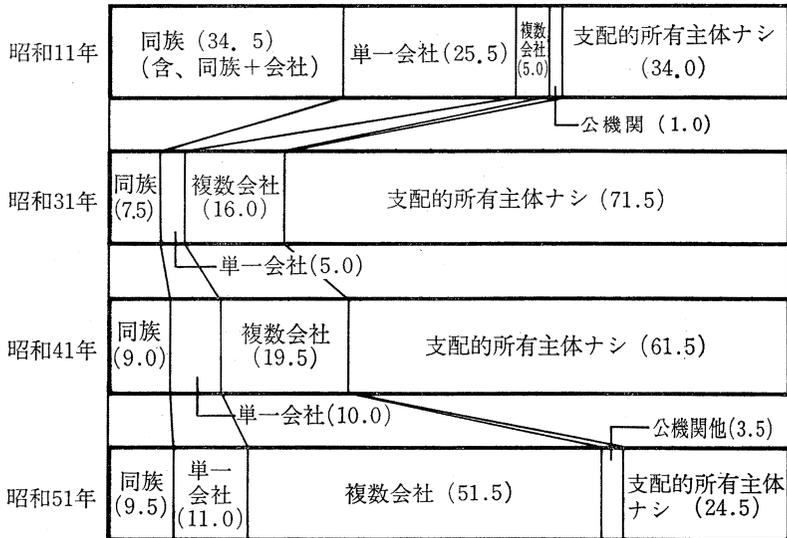
( ) 内%

	昭和11年	昭和31年	昭和41年	昭和51年
同族	46 (23.0)	9 ( 4.5)	16 ( 8.0)	5 ( 2.5)
同族 + 会社	23 (11.5)	6 ( 3.0)	2 ( 1.0)	14 ( 7.0)
[同族小計]	[69 (34.5)]	[15 ( 7.5)]	[18 ( 9.0)]	[19 ( 9.5)]
単一会社	51 (25.5)	10 ( 5.0)	20 (10.0)	18 ( 9.0)
複数会社	10 ( 5.0)	32 (16.0)	39 (19.5)	104 (52.0)
[会社小計]	[61 (30.5)]	[42 (21.0)]	[59 (29.5)]	[122 (61.0)]
官公庁(その他)	2 ( 1.0)	0 ( 0.0)	0 ( 0.0)	9(1) ( 4.5)
支配的所有主体ナシ	68 (34.0)	143 (71.5)	123 (61.5)	50 (25.0)
合計	200(100.0)	200(100.0)	200(100.0)	200(100.0)

現代企業支配論序説

第6図 所有主体別所有状況の推移 (〔第5表〕を图示したもの)

(%)



を图示したものである。

戦前の昭和十一年に同族が支配的所有者であった会社が三四・五パーセントと大きく占めていたのが、戦後昭和三十一年には七・五パーセントと激減し、その後昭和四十一年に九・〇パーセント、昭和五十一年に九・五パーセントと減少傾向している。次に、特長的には支配的所有主体なしが、さきにものべたように、昭和十一年に三四・〇パーセントであったものが、昭和三十一年には七一・五と過半数をはるかにこす割合までに増加し、その後、昭和四十一年に五パーセントに減少し、さらに昭和五十一年には二四・五パーセントと激減し戦前一年の三四・〇パーセントをはるかに下廻ったのである。そして、この支配的所有者なしの激減分は、大ざっぱにいつて複数会社所有の増加分と見合っている。複数会社が支配的所有であった会社は、昭和三十一年に一六・〇パーセントであったものが、昭和四十一年には一九・五パーセントと増加し、昭和五十一年には五一・五パーセントと増加し、ついに、過半数に達してきた。同族所有と複数会社所有を、より具体的な表現をもってするなら、同族所有とは財閥所有を意味し、複数会社所有はいわゆる企業集団間の相互持合、相互所有を意味する。財閥企業と企業集団の間に、われわれは連続と非連続をみる。財閥解体により所有面では非連続である。だが、人的・組織的な面では、戦前・戦後と財閥解体にもかかわらず復活連続かつ成長していつているのである。そして、昭和三十一年の一六・〇パーセントの複数会社所有が昭和五十一年の五一・五パーセントという大きな割合を占めるにいたったという事實は、まさに、戦前の財閥支配会社三四・五を回復し凌駕した数字であり、企業集団がわが国経済に占める力の増大の基本的な側面をここにかがうことができる。

それはそれとしておき、われわれは以上の支配的所有者の状況の推移によって、大企業においては支配的な個人所有は一〇パーセントをみださず、残りの九〇パーセントの支配的所有者は機関であることを知った。そして、この同

族所有「個人所有の約一〇パーセントの会社名は、絶えざる交替がなされている事實は注目に値する。その数は少なくとも、この事實は尠大な中小企業群の存在とともに機関所有の圧倒的傾向の対極として把握しておく必要がある。

### 3 機関所有の全体状況

前節の叙述は、個人所有の分散、機関所有の集中という言葉で表現した現象のあらましである。もっとも単純化して言えば、わが国全上場会社の総株式の所有は個人所有の減少、機関所有の増大傾向を示し、昭和五一年において、個人所有は三分の一弱にすぎず機関所有が残りの七割をしめているということと、最大二百の産業会社において、支配的所有主体が個人であるものは一〇パーセント弱であり、六六パーセントは機関が支配的所有者となっているという事実である。

では、機関とは何であり、いかなるものを指すか。機関の内訳をここでは、全国取引所協議会「株式分布調査」の所有者分類（第七表）を利用し、個人以外の所有者をすべて機関ととらえる。すなわち、政府・地方公共団体と法人であり、法人は銀行・生保・損保の金融機関と証券会社および事業法人およびその他法人からなる。わたしは、個人所有と機関所有という分類方法ないし把握の仕方をするが、個人所有と法人所有という分類、把握の方が一般的である。なぜ、法人所有ではなく機関所有「institutional ownership」（制度所有という語でも差支えない。むしろ、その方がよいかも知れない）という概念を用いるかについては、後述したい。ともかく、ここでは、一口に機関所有の集中といっても、どのような機関がどのように所有しているか、その推移を概観しておく。

機関所有は、ここでは政府・地方公共団体の官公所有と全法人の民間所有に分られている。この分け方に異論はな

第7表 所有者別株式数の推移（全上場会社）

	昭和26年	S. 31	S. 36	S. 41	S. 46	S. 51
政府・地方公共団体	1.76	0.27	0.18	0.22	0.26	0.23
全 法 人	[41.26]	[49.88]	[53.19]	[56.62]	[63.17]	[67.38]
全 金 融 機 関	18.24	25.56	31.19	31.53	35.39	37.69
銀 行	—	—	—	16.35	17.00	18.67
生 保	—	—	—	9.91	11.89	12.37
損 保	—	—	—	3.36	4.50	4.84
他	—	—	—	1.91	2.00	1.81
証 券 会 社	9.22	7.10	2.65	5.70	1.48	1.40
事 業 法 人	13.80	17.22	19.35	19.39	26.30	28.29
その 他 法 人	(—)	(—)	(—)	(3.04)	(3.86)	(3.52)
(内、関連会社)						
個 人	56.98	49.85	46.63	43.16	36.57	32.39
(内、外国人)	(—)	(0.18)	(0.33)	(0.19)	(0.20)	(0.10)
(内、役員)	(3.29)	(—)	(—)	(2.01)	(2.08)	(1.70)
合 計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
発行済株式総数	千株 3,547,378	16,171,147	47,550,740	79,198,247	118,699,729	171,998,389

（資料：「株式分布状況調査」より作製）

い。機関所有と個人所有との推移については、すでにのべた。ここでは機関所有内での所有動向が問題となる。官公所有は昭和二六年に一・七六パーセントであったのが、漸減をたどり昭和五一年には〇・二三パーセントを占めるにすぎないものと減少している。これは、上場株式会社の株式所有という形態での官公所有の数字であるから、このようなかなりの減少傾向という数字が出てきたわけである。だが、官公出資の企業形態としては国有国营事業としての郵政事業等の現業官庁、国鉄等の公共企業体、また住宅公団等の公団、あるいは自治体の所有経営する交通その他の事業体の増加傾向があり、この数字はこの表には反映せられていない。機関所有の動向を問題とする場

第8表 機関別持株比率（第一部上場993社）S.51年度

株主	持株比率(%)	株主数(%)
政府・地方公共団体	0.2	0.01
金融機関	37.7	0.23
（銀行・信託銀）	（18.7）	（0.10）
生保	12.4	0.04
損保	4.8	0.03
その他	1.8	0.06
証券会社	1.4	0.20
事業会社、その他法人 （機関合計）	25.8 (67.6)	1.53 (1.97)
個人（内外国人）	32.4 (0.1)	98.03 (0.09)
計	100.00	100.00

(資料：第7表と同じ)

合、この傾向を無視することは出来ない。この研究については機会をあらためたい。法人所有・民所有のうち、金融機関と事業会社とが所有している割合は、みておく必要がある。昭和二六年全法人四一・二六パーセントのうち金融機関一八・二四パーセント、事業会社一三・八〇パーセント、昭和五年全法人六七・三八パーセントのうち、金融機関三七・六九パーセント、事業会社二八・二九パーセントとなっている。全法人を一〇〇ととれば、昭和二六年に金融機関四四・二一パーセント、事業会社三三・四四パーセントから、昭和五年の金融機関五五・九四パーセント、事業会社四一・九八パーセントという数字をみると、両者とも絶対的にも相対的にも増大しているが、金融機関所有の増加傾向の方がより大であることがわかる。

さらに、金融機関の内訳をみてゆくと、銀行、生保、損保、その他の順序で所有しているが、生保の増加傾向がきわめて著しいことがみてとれる。この動向の今後が注目される。

しかも、第八表によって示すように、機関別の持株数および株主数をみると、生保は相対的に持株数は高く、株主数は少ないので、一社あたり、持株数は極めて高く、第九表に示すように、最高を示している。加えて、その増加傾向は著しい。すなわち、昭和四一年ですでに平均持株数第一位で一、八五八千株で第二位の銀行の一、一九一千株を

第9表 各株主1名当たり平均持株数（1上部上場会社，796社）

（千株）

現代企業支配論序説

	S. 31	S. 41	S. 46	S. 51
政府・地方公共団体	14	79	165	205
銀行・信託銀行		1,191	1,355	1,713
生保		1,858	2,834	3,295
損保		568	992	1,319
証券会社	14	129	62	66
事業法人	37	114	170	174
（内、関係会社）		(891)	(1,613)	(1,627)
個人，その他	1	2.2	2.8	3.1
（役員）		(145)	(178)	(173)
全平均				

「株式分析状況調査」より作製

第10表 十大株主に於ける機関別持株比率（最大200社）

	昭和41年		昭和51年	
	(%)	(%)	(%)	(%)
政府・地方公共団体	0.17	0.5	0.59	1.5
金融機関	18.49	52.3	23.08	59.5
銀行	7.12	20.1	9.51	24.5
信託銀行	2.83	8.0	2.18	5.6
生保	6.25	17.7	8.65	22.3
損保	1.89	5.3	2.37	6.1
その他	0.40	1.2	0.37	1.0
証券会社	5.47	15.5	0.68	1.8
事業法人(内、外国法人)	8.50(2.08)	24.1	11.71(2.17)	30.2
その他機関	0.24	0.6	0.82	2.1
〔機関小計〕	〔32.87〕	〔93.0〕	〔36.88〕	〔95.1〕
個人	2.47	7.0	1.92	4.9
合計	35.34	100.0	38.80	100.0

わずかに凌いでいるが、十年後の昭和五一年では、生保三、二九五千株、銀行一、七二三千株となり、生保は銀行の約二倍に及ぶ著しい数字を示している。

#### 4 大株主における機関別所有状況

機関株主の全体的状況を一部上場会社においてみてきたが、次に、大株主における機関の所有状況を、最大二百社の産業会社の十人の大株主において見てゆくことにしよう。第十表をみられたい。

わずか十大株主が昭和四一年において、全体の三五・三四パーセントという大きな割合を所有し、その中で個人は二・四七パーセント、残りの三二・八七パーセントは機関が所有している。この十大株主の中で、いかなる機関がどれだけの割合を占めているかをみてゆこう。個人はその中でわずか七パーセントをもつにすぎず、機関は九三パーセントをもつ。機関の内訳を上位より順序にみてゆくと、事業会社の二四・一パーセント、銀行の二〇・一パーセント、生保の一七・七パーセント、証券の一五・五パーセント、さらに信託銀行、損保とつづく。

この情況は、昭和五一年度も、ほとんどかわることはない。より精しくみるならば個人大株主の所有はさらに減じて、七パーセントから四・九パーセントに低下している。機関の中では証券会社が激減して一・八パーセントと低下した以外は、事業会社三〇・二パーセント、銀行二四・五パーセント、生保二二・三パーセント、あと損保、信託銀行につづく。

保険の増大傾向をのぞけば、事業会社が第一位の地位を保持していることは注目される。この事実は、さきに掲げた第九表各株主一名当りの平均持株数において、昭和五一年をみてみると一位生保の三二九五千株、二位銀行一、七

一三千株、三位損保の一、三一九千株、四位、政府・地方公共団体の二〇五千株につづいて第五位に事業法人がやつと顔を出し、わずか一七四千株を所有するにすぎない。だが、最大二百社の十大株主の所有の割合とすれば、事業会社が第一位の所有を誇っているわけである。大企業における企業集団内部の相互持合いの一面がこの報告となつて現われているとみてよからう。

個人所有の分散、機関所有の集中現象は、いかにして生起し、今後この傾向はどのように進行するであろうか。

個人所有の相対的縮少、分散、機関所有の絶対的相対的増大・集中の傾向は今後ますます進行し、逆転することはあるまい。

まず、個人の出資は、会社の増資に応じて個人持株数を比例的に増加させることが出来ない。その最大の理由は税制である。高額所得者にたいする累進課税は、所得税プラス地方税で八〇パーセントに及ぶ。これでは、かりに会社が毎年二割配当をし、五年後に倍額増資したとすると、配当をそっくり蓄え応じて持株比率を維持できるのに、八割もとられるのだから残り二割で応ずる以外になく、持株比率の低下は、いままさこんな説明をする迄もあるまい。加うるに、累進的相続税である。持株以外に財産がないとすれば、持株を売つて税金を払う以外にない。持株比率はさらに低下することになる。

これにたいして、法人には相続税はない。利益にかけられる税金は個人所得税より低い。しかも、個人所得とことなり、利益は一切の費用を差引いた残額である。その上、利益は諸種のかたちで、留保蓄積することが可能である。

個人より徴収した税金は、国家および地方自治体の収入となり、その一部は官公および民間の諸機関に出資せられることになる。

また、個人はもろもろの生活保証のために銀行に貯金し、各種の保険に加入する。土地および有価証券の形の財産所有が減少すればする程、この動向は強まる。かくして、銀行預金は増大し、保険掛金は増大し、これら金融機関に集積せられた資金は尨大なものとなり、株式投資・貸付けにむかうことになる。

このような基本的な個人の機関への従属化の金融面からする動向は、個人所有の減少・分散、対極としての機関所有の拡大・集中を必然ならしめる。だが、株式会社制度は、機関による集中的所有、流動性の硬化とは矛盾する。だから、個人株主の増大と流動化が制度的要求となって、諸種の施策が講ぜられることになる。たとえば、昭和五二年十月から実施される新商法でも、株式分割その他個人株主増加を期待しての改正点を盛り込んでいるが、所詮は末梢的な対策にすぎず、基本的動向にかかわるものではない。

以上が、わが国における個人所有の分散・機関所有の集中という傾向的現象のやや精しい説明と、そのような現象を惹き起しつつあるいくつかの要因の列挙である。なお、個人所有の分散、機関所有の集中に関する諸表はいずれも、三戸浩「我国大企業の所有構造」（法政大学『大学院紀要』第六号、修士論文要旨、および本文）における表を利用した。

## B アメリカにおける個人所有と機関所有の状況

### 1 バリー・ミーンズとその後継者

個人所有と機関所有の問題を大きくとりあげたのは、かのA・A・バリーである。

周知のように、バリーはミーンズと一緒に、『近代株式会社と私有財産』を書いた。そこで、株式会社の大規模化

第11表 バリーニミーンズ調査とラーナー調査

	バリーニミーンズ調査 1929		ラーナー調査 1963	
	実数	比率%	実数	比率%
完全所有支配	12	6	0	0
過半数所有支配	10	5	5	2.5
少数所有支配	46	23	18	9
法的支配	41	21	8	4
経営者支配	88	44	169	84.5
管財人手中のもの	2	1		
合計	200	100	200	100

注(1)

とともに株式は分散し、所有者支配から経営者支配に転化するとの実証的研究をおこなった。

そして、その後、ラーナーはこの理論をそのまま信奉し、同種の手法で実態調査をおこない「一九二九年のバリーの調査時点では経営者革命の進行中であつたが、一九六三年の現在では経営者革命はほとんど完了した」という結論を出している。

また、所有権の優位を考える論者は、このバリーニミーンズの理論を覆えそうと試みたが、実証的研究にもとづいて発言しようとするかぎり、たとえばTNEC調査も「支配的利害集団なし」no dominant interest group という会社範疇をもうけざるをえず、その範疇に属する会社数がかなりの数値にのぼらざるをえないのであつた。「支配的利害集団なし」は、つまるところ経営者支配にほかならぬ。D・M・コッツもまた、「支配の中心を識別できないもの」no identified Center of Control を少なくするために、この範疇が多い公益事業を特別あつかいにしたり、金融機関の支配力を大きくとりあつかおうとしているが、

やはり、「支配の中心を識別できないもの範疇」の会社は七一・五パーセントの大きさに達し、ラーナーの目一杯の「経営者支配」八四・五パーセントをわずか一三パーセント低いでだけで、全体のなかでは圧倒的な数値にのぼって

第12表 アメリカにおける大企業の所有主体の推移 (%)

調査年度 所有主体	バーリニ ミーンズ (1929)	TNEC (1939)	ラーナー (1963)	コ ッ ツ (1967~69)	メトカーフ (1978)
同族(会社複合も含む)	55	35.0	15.5	(注4) 20.5	7.9
単 一 会 社		21.0		6.5	(注5) 2.3
複 数 会 社		7.0		1.5	18.2
10%未満だが、所有 主体有りに分類され ているもの	—	(同族6.5)	—	全て合計 (32.0)	単一会社 (13.6)
支配的所有主体ナシ (10%未満)	(注1) (44)	37.0	84.5	71.5	71.6
合 計 (対象社数)	(注2) 99 (200社)	100.0 (200社)	100.0 (200社)	(注3) 100.0 (200社)	100.0 (88社)

現代企業支配論序説

- (1) バーリニミーンズ調査は、20%未満故、実際にはもっと少ないと考えられる。
- (2) 「管財人の手中」2社、1%を除外した。
- (3) コッツは公益事業だけは、資産額を基準とせずに最大十社を選んでいる。それにより、ラーナー調査よりはるかに所有主体ナシが減少している。
- (4) コッツは、「完全な支配」と「部分的な支配」という分類を用い、前者は単一で10%以上ないし、5%以上でも取締役会に強力な代表権を有することを条件とし、後者は、他にも10%以上の持主が存在する。ないし5%以上保有し且つ他に10%以上し株主ナシ等という条件である。ここでは、他との比較の為、「部分的支配」は「所有主体なし」に分類した。部分的支配の中にも10%以上の株主があるのだが、「完全な支配」にも、%未満が含まれている為、それ程大きな差異はないと判断される。尚、コッツの分類による「支配的所有主体ナシ」は45%である。
- (5) メトカーフの分類では5%以上という基準が単一会社では用いられている。それによれば14社、15.9%であるが、その内7.5%以上で何%かどうかわからぬものが6社の為、その2社を「単一会社所有」とした。
- 各調査毎に調査対象社数が等しくないので、社数でなく%で示した。
  - 本表は注にもある通り、各調査で異なる分類基準、カテゴリーを設けてあるので、比較の為、単一カテゴリー、分類基準により集計し直してあり各調査報告で示されている数字と、必ずしも同じではない。

二八

第13表 合衆国の資本市場1919—1947年

( )内単位10億ドル

合衆国総資本形成	資金源	仲介機関	調達形態	会社資本形成
全種類の 公共事業 プラスの 全形態の 耐久生産財 プラス 住宅	当座事業貯蓄 1919 - 1947 34%  (262)	なし	内部調達	100% (323.7) 会社貯蓄 81%  (262) 債券11.5% (37) 2.9% 94 4.6% 15
	銀行信用 プラス 1919年以前の 貯蓄投資 40%  (310)	商業銀行 と 下に列記した 諸機関  貯蓄団体および貸 付金団体5%	銀行信用 15% (115)  住宅担保 6% (46)	
	当座個人貯蓄 1919 - 1947 26%  (198)	生命保険 21% 相互貯蓄銀行 ← 11% 商業銀行と 定期預金19% ←	債券 42%  (323)	
	(770)	現金、請求、預金 および不動産33%	郵便貯金および 合衆国貯蓄債券 1.2% 94 優先株 2% 15 普通株	

パーリ『財産なき支配』訳書 p. 58~59.

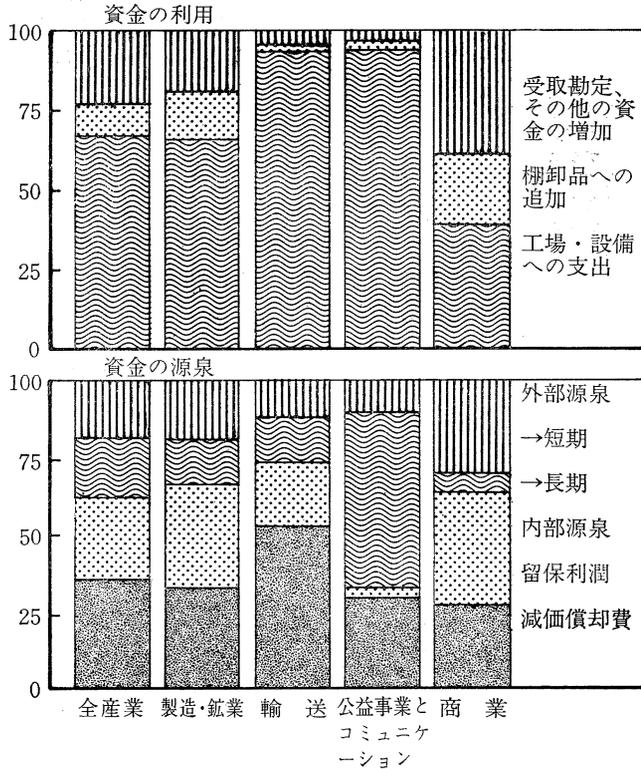
いる。

2 A・A・パーリ

ところで、パーリは『近代株式と私  
 有財産』一九三二年につづき The 2  
 oth Century Capitalist Revolution,  
 1954 (桜井信行訳 『二十世紀資本主  
 義革命』東洋経済社)を出す。この本  
 で、現代の会社資本主義体制における  
 支配者たる経営者の支配の正当性、経  
 営者の倫理に関する哲学的考察をほど  
 こしている。(著語——日本の現在を  
 法人資本主義と把握する奥村宏氏は、  
 法人の無責任性を論じておられる。  
 後に問題としたい)

さて、パーリは一九五九年 Power  
 without Property (加藤寛、関口操、  
 丸尾直美訳 『財産なき支配』論争社)

第14表 戦後の会社の資本調達  
(1947-56, 産業による利用と資金源泉の百分比)



資料：合衆国商務省，企業経済局，OBE（SEC及び他の金融資料にもとづく）57-25-5。

バーリ『財産なき支配』訳書 p. 66。

しても全産業二〇パーセントでしかない。彼はつぎのように言っている。

「さて、われわれの観察を結合しよう。農業以外の産業に流入する資本について、六〇パーセントは利潤や減価償却金により内部的に発生したものである。他の一〇パーセントもしくは一五パーセントは保険会社や年金信託の投資

を出す。この本で、彼はアメリカにおける資本形成、資本調達の形態が個人ベースから機関ベースにすっかり変化している事実を決定的なかたちでつき出した。バーリによって作製されたイラストを一目みれば、個人による出資がいかに減少しているかは、きわめて明瞭である。個人による出資は、第十三表の外部源泉を全部個人投資とみたと

スタッフを通して処理せられる。他の二〇パーセントは銀行から借りたものである。おそらく五パーセントが、貯蓄してその用途をえらんだ個人のものであることを示している。<sup>(3)</sup>」

バーリは、所有構造のこのような変化のもとにおける経済権力の正当性を問い、この体制を経済共和国制 economic republicと規定し、さらにそれとソ連共産主義体制の比較をしている。この経済共和国制の概念をバーリは更に深め展開し、それを一九六三年、The American Economic Republic (晴山英夫訳『財産と権力——アメリカ経済共和国——文真堂)にまとめて世に問うた。

バーリのここで盛られた現代社会の把握は深く広い。そして、彼は最後の大著六〇〇頁に及ぶ Power 1967 を残し、この世を去った。J・K・ガルブレイスは、「アドルフ・バーリは当代誰よりも深い権力に関する著作を公刊して来た。この本は極めて重要である」と推奨している。だが、バーリの『財産なき支配』以降の思想、機関所有のもとにおける経済構造と支配に関する理論はアメリカでも日本でも、まだ十分に理解せられ、利用せられてはいないように思われる。

### 3 P・J・フランバーグ

たとえば、個人所有の分散・機関所有の集中を主要論点とした Philip J. Blumberg, The megacorporation in American Society, 1975 (中村瑞穂監訳『巨大株式会社——その権力とアメリカ社会——』文真堂)をとってみても、バーリの『財産なき所有』について一言触れるだけで、バーリ・ミーンズ——ラーナーの見解を大きくとりあげているにすぎないし、『財産と権力——アメリカ経済共和国——』については、何等触れるところがない。

フランバーグが、この本の中で機関所有の集中の事実を示す表としては、次に掲げるものがある。この第十五表

第15表 アメリカ大企業の機関所有の状況

1969年の 時価による 順位	1969年の 売上高による 順位	株 式 会 社 名	機 関 所 有	
			割 合	機関の数
1	5	International Business Machines	43.1%	81
2	1 (公益)	American Telephone and Telegraph	10.0%	130
3	1	General Motors	20.0%	79
4	2	Exxon	30.0%	101
5	27	Eastman Kodak	41.0%	102
6	1 (小売業)	Sears Roebuck	45.3%	106
7	8	Texaco	30.0%	62
8	4	General Electric	30.0%	69
9	71	Xerox	52.8%	76
10	10	Gulf Oil	50.0%	102

現代企業支配論序説

ブランバーク『巨大株式会社』訳書 p.128。

第16表 第15表の補充

1969年 売上規模による 順位	株 式 会 社 ・	発行済株式のうち調査 対象となった機関によ って所有される割合
174	Merck	50.9%
172	Avon Products	47.6%
94	American Home Products	35.0%
28	Proctor & Gamble	34.5%
59	Minnesota Mining & Manufacturing	33.2%

ブランバーク『巨大株式会社』訳書 p.128。

は、アメリカ証券取引所委  
員会の一九七一年度機関投  
資家調査より、アメリカ大  
株式会社上位十社の機関所  
有の状況である。また、第  
十七表はメトカーフ委員会  
報告によって発表されたも  
ので、アメリカ七大航空機  
会社の機関所有の状況であ  
る。なお、ブランバークの  
本には載せていないが、第  
十八表もまたメトカーフ委  
員会報告のなかり引用し  
たものである。この表によ  
り、機関所有の傾向的増大  
傾向がつかめるであろう。  
すなわち、一九五六年にお

第17表 7大航空会社の機関所有状況

株 式 会 社 名	機 関 の 数	発行済株式中所有割合
Northwest	22	56.3%
National	18	56.0%
Trans World	18	45.7%
United	24	45.5%
Delta	21	37.73%
Flying Tiger	14	34.98%
American	18	33.60%

出所：Civil Aeronautics Board Report, *Thirty Largest Stockholders of U. S. Certified Air Carriers and Summary of Stock Holdings of Financial Institution* (1974), Appendix A.

ブランバーク『巨大株式会社』訳書 p.140。

第18表 投資家種類別特株比率

	56 年 末		66 年 末		76 年 末	
	10億ドル	特株比率 (%)	10億ドル	特株比率 (%)	10億ドル	特株比率 (%)
社 外 株 数 全 体	322.1	100.0	647.8	100.0	945.4	100.0
機 関 投 資 家 合 計	79.1	24.5	193.1	29.8	375.4	39.7
個人信託とコモン・トラ スト・ファンド	33.0	10.2	70.0	10.8	103.2	10.9
投 資 会 社	14.2	4.4	37.4	5.8	48.9	5.2
保 險 会 社	9.1	2.8	19.8	3.1	51.6	5.5
利 的 非 保 險 型 年 金 基 金	7.1	2.2	39.6	6.1	109.7	11.6
州・地方政府退職基金	0.1	※	2.1	0.3	30.1	3.2
財 団	12.1	3.8	18.7	2.9	27.1	2.9
教 育 寄 付 基 金	3.4	1.1	6.2	1.0	10.4	1.1
相 互 貯 蓄 銀 行	0.7	0.2	1.5	0.2	4.4	5
(マイナス)投資会社株 式の機関保有分	-0.5	-0.2	-0.1	-0.3	-10.0	-1.1
他 の 国 内 投 資 家	232.8	72.3	436.6	67.4	508.6	53.8
外 人 投 資 家	10.2	3.2	18.1	2.8	61.4	6.5

(注) ※0.05%以下。

[出所] U. S. Senate, *Voting Rights in Major Corporations*, 1978 p.594.

第19表 全会社における金融機関の株式所有割合

年 度	個人信託	年金基金	投資会社	生命保険	他	全金融機関
1900	4.3%	—	—	0.5%	1.9%	6.7%
1912	6.5%	—	—	0.2%	1.5%	8.1%
1922	8.3%	0.0%	0.1%	0.1%	1.1%	9.6%
1929	6.8%	0.1%	1.2%	0.2%	1.4%	9.6%
1939	12.9%	0.2%	1.2%	0.6%	2.1%	17.0%
1945	12.3%	0.2%	1.4%	0.7%	2.0%	16.5%
1952	11.4%	0.9%	3.0%	1.1%	2.5%	18.9%
1958	11.4%	3.1%	4.6%	1.1%	2.5%	22.7%
1968 a	9.1%	5.6%	5.7%	1.3%	2.3%	24.0%
1968 b	8.6%	6.3%	6.1%	1.4%	2.3%	24.6%
1974	11.1%	9.9%	5.4%	3.5%	3.3%	33.3%

出所：For 1900-1968a, U. S., Securities and Exchange Commission, *Institutional Investor Study Report*, House Document 92-64, 1971, pt 6, pp. 78, 144. For 1968b and 1974, U. S., Securities and Commission, *Annual Report*, 1975, taqle 7.

D. M. Kotz : Bank Control of Lorge Corporations p. 65 より.

いて二四・五パーセントが十年後の一九六八年には二九・八パーセントと増大し、さらに十年後の一九七六年では三九・七パーセントと著しい増加を示している。そして、また、この表により、機関所有の内訳がいかなるものがわかる。一九六六年では、年金基金が第一位であり、二十年前の一九五六年では第五位であったのを見ると、その増加率の大なに驚かされる。第二位は個人信託であり、第三位の保険会社、第四位の投資会社となり、相互貯蓄銀行所、地方政府退職基金、財団、教育寄付基金がこれにつづく。

#### 4 P・F・ドロッカー

この年金基金の増大現象を注目して、P・ドロッカーは、年金基金の増大と高齢化現象とをつなぎ合わせて、*The Unseen Revolution: How Pension Fund Socialism to come*, 1976 (佐々木実智男、土田惇生訳見えざる革命——来るべき高齢化社会の衝撃——『ダイヤモンド社』)で人を引きつけるかたちで年金基金社会主義論を

展開している。彼は言う。「社会主義を労働者による生産手段の所有と定義するならば、アメリカこそ史上初の唯一の真の社会主義国というべきである。しかもこの定義こそ、社会主義の伝統的かつ唯一の厳格な定義である。今日アメリカの民間企業の利用者は、その私的年金基金を通じて、少なくとも全産業の株式の四分の一を所有する。彼等は、全産業を優に支配するにたるだけの株式を所有している。さらに自営者、公務員、教職員の年金基金が、少なくとも全産業の株式の一割を所有する。したがって、アメリカの被用者と自営者は、全産業の三分の一を所有していることになる。今後一〇年を考えると、年金基金はその株式をさらに伸ばし、一九八五年あるいはそれ以前において、全産業の発行株式の五割以上を所有することになるにちがいない。しかもその後の一〇年間においては、つまり二一世紀にはまだ間があるうちに、全産業の発行株式の三分の二、およそ他人資本の多分四割前後を所有するようになるだろう。」<sup>(4)</sup>

ドラッカーの年金基金社会主義は、それなりに一つの見方である。だが、無条件に同意できないものが残る。それは、年金基金が所有の圧倒的な部分を占めるようになり、年金基金は被用者の拠出したものであるとしても、拠出金は基金として一本に集められ、それを管理する主体があるはずである。年金基金の管理運用の主体が実質的な所有者として、支配力を振うのではあるまいか。この問題である。年金基金は商業銀行の信託部門に信託され、銀行が投資の主体として登場する。この銀行の活動の重視するとき、企業に対する銀行支配ないし金融支配を強調する論者が、必然的に登場することになる。

## 5 D・M・コッツ

D・M・コッツは、所有者支配に固執し、経営者支配を肯定しない。彼は、一般に経営者支配といわれるものを

△支配の中心が識別できないもの▽と把らえ、ただ、支配中枢が推定できないだけであって、所有にもとづく支配主体は存在するというふうを考えている。その彼にとって、年金基金が銀行に信託され、銀行が企業の株式を買おうとすれば、銀行は支配主体として大きく浮び上ることになる。彼は、『アメリカ大会社の銀行支配』David M. Kotz, Bank Control of Large Corporation in the United States, 1978 で、次のような論述を展開している。

支配 control とは、管理活動に影響を与える力 power である、と彼は定義する。支配者は株式所有にもとづき(1)経営層に一員を送り込み、(2)あるいは(3)特定の政策をとるように圧力をかけ、あるいは(3)経営者が自発的に意にそうような政策をとらせる。

彼は会社支配を次のような範疇に分ける。

A 完全な金融支配 full financial control

1 一つの金融機関が議決権株の一〇%以上を保有し、その議決権の全部または部分的代表権をもっており、他には一〇%以上の保有者はいない。

2 一つの金融機関が次のaとbの二つの条件を満たす場合

a その金融機関が五%以上の議決権株を保有し、その議決権の全部または部分的代表権をもっており、他に五%以上の保有者はいない。

b その金融機関が、(1)その会社にたいする資金の主導的供給者(長期・短期の主要な興信者または、投資銀行や商業銀行関係を通じた主要な間接的資金供給者)であるか、(2)その会社の取締役で強力な代表権(二名の取締役を派遣しているか、または最高経営者のポストに一名派遣している場合)をもつ。

3 金融支配と認定するに足る信憑性ある証拠を示す独自の状況がある。

## B 部分的金融支配

完全な金融支配又は所有者支配下ではなくて、次の三条件のどれか一つに該当する場合

1 一つの金融機関が一〇%以上の議決株をもち、その議決権の全部または部分的な代表権をもつが、他にも一〇%以上の株式保有者がいる場合

2 一つの金融機関が議決権株の五%以上を保有し、その議決権の全部または部分的代表権を有しており、他にも一〇%以上の保有株主がいらない

3 その会社の資本の主導的供給者である金融機関が、取締役会においても強力な代表者を有しており、他にも一〇%以上の保有株主がいらない

## C 完全な所有者支配

1 一個人またはグループが会社の議決権株の一〇%以上をもち、他には一〇%以上の保有株主がいらない。

2 一個人またはグループが五%以上の議決権株を保有し、強力な代表者を取締役にもち、他に一〇%以上の株式保有者がいない

## D 部分的な所有者支配 partial owner control

完全な所有者支配でも完全な所有者支配でもなくて、次の条件下にあるもの、

1 一個人またはそのグループが会社の議決権株の一〇%以上をもち、他に一〇%以上をもつ株主がいらない

2 一個人またはグループがその会社の議決権株の五%以上をもち、他に一〇%以上の保有株主がいらない

E 雑支配 miscellaneous control

一個人またはグループではなく、外国会社または自己管理基金による完全または部分的な所有者支配のもとにあるもの

F 支配の中心を識別できないもの no identified center of control

以上の五つの支配範疇に入らないもの。だが、この範疇の多くは十分な証拠はないが以上のどれかに推定できらる

この独自の支配範疇によって、資産額基準非金融最大二〇〇社を分類を、一九六七—一九六九年基準でおこなったものが、第二〇表である。

この表の結果は、コッツの意図とはかえって逆のことを物語っているように思える。この表は、所有こそ支配の源泉であり、なかならず金融支配が圧倒的なものであることを示さず、むしろ∧支配の中心を識別できないもの√が全体のほぼ半数を占めており、それをさらに彼自身の基準に達しなくても、何とか金融支配、所有支配の範疇に入れることが出来る推定証拠があれば、さらにそれを除外していつても、なお残りの支配の中心を推定できないものが約三〇パーセントにも及んでいる。<sup>(5)</sup>

コッツの表が全体として物語るものは、現時点においては、∧支配の中心が識別出来ないもの√すなわち支配的所  
有主体がないものが最も多く、つづいて金融支配が多く、そして個人またはグループによる支配が最も多い、という  
事実である。

コッツは支配をほとんど影響力に近いところまで引きおろしてとらえ、所有即支配としている。たしかに、所有即

第20表 コツクの分類 (1967~1969)

現代企業支配論序説

支配編疇	金融機関グループによる支配を除く		金融機関グループによる支配を含む	
	会社数	%	会社数	%
1. 完全な金融支配	13	6.5	16	8.0
2. 部分的な金融支配	46	23.0	51	22.5
3. 部分的な金融支配と部分的な所有者支配	10	5.0	11	5.5
4. 完全な所有者支配	31	15.5	30	15.0
5. 部分的な所有者支配	2	1.0	2	1.0
6. その他	5	2.5	5	2.5
7. 支配の中心を識別できないもの	93	46.5	85	42.5
すべての範疇の合計	200	100.0	200	100.0
金融支配 (1+2+3)	69	34.5	78	39.0
所有者支配 (4+5)	43	21.5	43	21.5
金融支配または所有者支配 (1+2+4+5)	102	51.0	110	55.0
金融支配と推定されるもの	8	4.0	7	3.5
金融支配と所有者支配と推定されるもの	3	1.5	1	0.5
所有者支配と推定されるもの	18	9.0	16	8.0
支配の中心を確認できないか、または推定できないもの	64	32.0	61	30.5

※ D. M. Kotz, p. 97.

支配といってもよいかも知れぬ。にもかかわらず、株式所有にもとづいて、会社支配の類型を設定し、会社分類したところ、支配中枢を見出しえない会社が最大の割合を示したのか。それは何故か。それは、株式所有のみが支配の源泉ではない、という状況が現代企業・現代社会に存在するからである。

それは、それとしておき、何故にコックは執拗に所有者支配に固執するのであるか。経営者支配が言い出され、そしてそれを支持する論者も多いのがアメリカなら、同時に所有者支配を論じつづける者が絶たぬのもアメリカである。マルクス派諸学者は経営者支配的情况の把握において一様ではなく内部論争をおこなっているが、もちろん全体として所有者支配に強固に立っていることは言うまでもない。

ロバート・フィッチとメアリ・オペンハイマー

の『だれが会社を支配するか——金融資本と「経営者支配」——』(Who Rules the Corporation? by R. Fish & M. Oppenheimer, 岩田巖雄・高橋昭三監訳・ミネルヴァ書房)は、興味深い。さらに、議会上に設けられた委員会調査報告書は、いずれも所有者支配的底流のもとに大企業に対して批判的である。古くは一九四〇年「TNE・調査から、一九六八年「バットマン報告」、そして一九七四—一九七八年「メトカーフ報告」はいずれも大企業の独占構造を精細に調査しており、バットマン報告、メトカーフ報告はとりわけ銀行と産業との結合関係にメスをいれている。

アメリカにおける大企業の独占、所有支配が日本より強いからアメリカ上院が特別に委員会を設置し、その弊害について警告する尨大な調査報告をしているのであろうか。独占・所有のもとづく弊害があるからこそ、このような調査がなされるのであることは間違いない。だが、その弊害が日本より激しいとは、かならずしも言いえない。日本の方が大きいかも知れぬ。だが、日本の議会上は、かつてこのような調査を委員会を設置して行なったこともないし、当然またその調査結果を公刊したこともない。たとえば、メトカーフ委員会報告の中には、「会社所有構造の公開」、「会社所有と支配」、「機関投資家の普通株、所有と議決権」、「大会社における議決権」、「アメリカ大企業間における重役の内部結合」等がある。何故にアメリカ議会上がこのようなものを公刊するのに、日本の議会上はしないのか。アメリカと日本における国民と議会上とのあり方が、どこか根本的に違つたところがあるからである。それはどこか。

この問題は、ここで論ずべき問題ではない。問題をもとにもどそう。たとえば、コッツに象徴的にみられるように、何故に、所有者支配で押し通して、会社支配のカテゴリーを設立して現実を分析したとき、高い割合を示す八支配の中心が見出せぬものVという会社が出てくるのか。基準を甘くして、所有支配を増やし、八支配の中心が見出せぬものVを減らしても、なお多数の会社が残るのか。それは支配の中心が見出せない会社、支配の中心が識別できな

い会社などあるはずはない。あるのは、支配的所有者のいない会社支配所有者が識別出来ない会社があるだけである。何故そうなるか。支配の主要な源泉が、株式所有でなくなりつつあるからである。株式所有が支配の決定的な武器でなくなってきたのである。所有は即支配なりと言え言える。だが、株式所有即会社支配とはならない。現代企業においてはいかなる要因の所有が支配の大きな武器となっているのか。これが問題である。

それは、所有の主体が個人から機関に移行してきたことと大いに関係がある。個人所有と機関所有との差異に注目せず、注目してもそれを決定的な違いと見ないで、同じ所有支配のなかの二種類と把握する程度だと問題を見失なう。コッツが金融機関と個人またはグループとわけたカテゴリーを設定したが、その両者の決定的な相違点を見なかったところに、現代企業の支配状況の深奥に迫りえなかつた原因がある。コッツが銀行支配・金融支配といっている事態は、ドラッカーによれば社会主義と定義されるような事態なのである。そしてまた、それはパーリに経済共和制といわしめる事態でもある。

パーリの経済共和制について、精しい紹介をすることなく稿を閉じようとしている。現代社会における財産の性格変化、資本の形成過程の変化を広く深くとらえるパーリに多くのものを学ばねばならないと思う。だが、彼は個人所有と機関所有との区別を真正面に据えていない。わたしには、この区別を重視し、この差異が内包するものに迫るのが、現代企業・現代社会を把握する重要な鍵だと思えるのである。<sup>(7)</sup>

(1) 三戸公訳「R・J・ラーナー・最大二〇〇社（金融会社を除く）における所有と支配、一九二九年と一九六三年の比較」『立教経済学研究』第二一巻、第一号。

(2) 三戸浩「わが国大企業の所有構造」(法政大学「大学院紀要」第六号、要旨の付表)

- (3) A. A. Berle, Power without Property, 1959, 加藤・関口・丸尾訳『財産なき支配』（論争社）七〇頁。
- (4) P. F. Druker, Thecluseen Revolution 1976, 佐々木・上田訳『見えざる革命』（ダイヤモンド社）二頁。
- (5) D. M. Kotz, Bank Control of Large Corporations, 1978 については、晴山英夫「巨大会社における金融支配——コッツの所論を中心として——」（『北九州大学商経論集』第一五巻第四号）というすぐれた紹介批判論文があり、この稿も多くのものを利用した、ごく僅かに訳語をかえたところがある。
- (6) T N E C 調査、とりわけモノグラフ二九点については、上林貞治郎『現代企業における資本・経営・技術』（森山書店）第四章・第五章にかなり詳しい紹介がある。「パットマン報告」については、銀行の所有と支配に関する調査報告の部分が、志村嘉一訳『銀行集中と産業支配——パットマン委員会報告——』（東洋経済新報社）として訳出されている。「メトカーフ報告」については、松井和夫「アメリカにおける株式所有構造と支配構造——いわゆるメトカーフ報告に関連して——」（『証券研究』第六〇集）がある。なお、松井和夫「日米企業の株式所有構造と株価形成——支配構造との関連で——」（『証券経済』一一八号）もある。
- (7) 機関所有と支配の問題を論じたものに晴山英夫「機関所有支配についての一考察」（『北九州大学商経論集』第十三巻・第三・四号）がある。もともと、機関所有としてわたくしがとらえようとしている事態を、日本においては多くの学者が法人所有として把握している。たとえば、二木雄策「法人化現象についてのノート」（『証券経済』第一三二号）は株式所有における法人化傾向そのものを精細にとらえようとしている。わたくしが個人所有にたいして機関所有と把握しようとするのにたいして西山忠範『支配構造論』（文真堂）は法人論を展開しておられるし、とくに奥村宏氏は一連の著作および『所有論ノート』（『証券経済』第一巻三五号）においてつっこんだ法人所有論を展開しておられる。法人所有は自然人所有と対比されることになるが、個人所有と対比する機関所有ないし制度所有という把握は、現実照射の光としてどこまで深く広くとどくことになるであろうか。